

## 平群町太陽光発電設備設置に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、平群町内における景観及び生活環境の保全を図るため、太陽光発電設備の設置について、事業者の責務、設置事業の届出、設置場所の周辺住民等への説明等の規定を設け、太陽光発電設備の適正な設置を誘導することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備（以下「発電設備」という。） 太陽光を電気に変換する設備であって、土地に自立して設置するものをいう。
- (2) 設置事業 発電設備の設置に関する事業をいう。
- (3) 発電事業 発電設備における発電行為をいう。
- (4) 事業者 設置事業を行う者をいう。
- (5) 設置場所 発電設備の有無にかかわらず設置事業を実施しようとする全ての場所（設置事業に付随した工事の施工場所を含む。）をいう。
- (6) 周辺住民等 設置場所及び設置場所に隣接する土地が所在する大字又は自治会をいう。

### (事業者の責務)

第3条 事業者は、関係法令を遵守するほか、設置場所及び周辺地域の生活環境について十分に配慮し、事故及び災害等（以下これらを「事故等」という。）の防止に努めるとともに、周辺住民等との良好な関係を保つよう努めるものとする。

- 2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は周辺住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、発電事業を中止し、又は終了するときは、責任をもって発電設備を撤去し、速やかに原状回復に努めるものとする。

### (設置事業の事前相談)

第4条 事業者は、この要綱に規定する設置事業を行うための測量、伐採その他の準備行為を行おうとするときは、事前に町に相談するとともに周辺住民等に周知するものとする。

(設置事業の届出)

第5条 500平方メートル以上の土地(設置済み又は施工中の設置事業に接続してさらに事業を行う場合は、その全ての面積を対象とする。)について設置事業を実施しようとする事業者(国及び地方公共団体を除く。)は、あらかじめ太陽光発電設備設置事業に関する届出書(様式第1号)に次に掲げる書類(町長が不要と認めたものを除く。)を添えて町長に届出し、協議するものとする。

- (1) 事業者を証明する書類(法人の場合は登記事項証明書又は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本)
- (2) 位置図(縮尺2,500分の1以上)
- (3) 公図の写し(設置区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所、氏名等を記入すること。)
- (4) 土地利用計画平面図(縮尺1,000分の1以上)
- (5) 土地造成計画平面図(縮尺1,000分の1以上)
- (6) 土地造成計画断面図(縮尺 縦100分の1以上 横1,000分の1以上)
- (7) 排水計画平面図(縮尺1,000分の1以上)
- (8) 工作物設計図(平面図、立面図及び断面図)
- (9) その他町長が必要と認める書類  
(協定書の締結等)

第6条 事業者は、前条の規定による届出後、平群町太陽光発電設備設置に関する協定書(様式第2号)を締結するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により締結した協定を忠実に守らなければならない。
- 3 事業者は、設置場所の土地又は発電設備を第三者に譲渡しようとするときは、譲受人に対し、第1項の規定により締結した協定の内容並びに町長との協議内容及び指示事項を承継するものとする。

(周辺住民等への説明等)

第7条 事業者は、前条の規定による協定書締結後に、速やかに設置事業の施工内容等について周辺住民等への説明会等を開催し、周辺住民等の理解を得るよう努めるものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、周辺住民等以外にも説明会等を開催するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により説明会等を開催したときは、太陽光発電設備設置に係る説明会等実施報告書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(設置事業計画の変更)

第8条 事業者は、第5条の規定により届け出た太陽光発電設備設置事業に関する届出書の内容を変更する場合は、速やかに町と協議するとともに、太陽光発電設備設置事業に関する変更届出書（様式第4号）を町長に提出するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（設置事業の完了）

第9条 事業者は、設置事業を完了したときは、太陽光発電設備設置事業に関する完了届（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（指導）

第10条 町長は、この要綱の施行のため必要な限度において、適切な措置を取るべく指導を事業者に対して行うものとする。

2 事業者は、前項に規定する指導を受けた事項について、その処理の状況を町長に報告するものとする。

（立入調査）

第11条 町長は、この要綱の施行のため特に必要があると認めるときは、事業者の同意を得て、その職員を設置場所に立ち入らせ、調査させることができるものとする。

（町の事務分担）

第12条 この要綱による事務処理は、住民生活課が行うものとする。ただし、第5条及び第8条に規定する協議並びに第10条に規定する指導及び前条に規定する立入調査については、それぞれの関係法令等を所管する課及び住民生活課が連携して行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。